

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：25405

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770089

研究課題名(和文) 藤原定家の書写工房と定家監督書写本に関する研究

研究課題名(英文) A Study of the atelier of Fujiwara Teika, and manuscripts transcribed by a group led by Fujiwara Teika

研究代表者

岸本 理恵 (Kishimoto, Rie)

尾道市立大学・芸術文化学部・准教授

研究者番号：10583221

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：藤原定家の監督書写本に私家集が多いのは、歌の家として勅撰和歌集の撰集資料として備えるためと指摘がある。しかし、私家集以外にも監督書写本が存在することの意義について、私家集が多く存在することと重ねて考えることで、定家監督書写本の本当の意義が見えてきた。すなわち、定家は和歌集のみならず広く古典を研究し、歌学や作歌に反映していくその原点となる資料を監督書写によって製作していたのであり、歌学書や『源氏物語』など様々な内容の写本が現存するのはむしろ当然なのである。これによって定家監督書写本は定家の古典研究の様子や歌についての考えを知るためには真跡資料に劣らず貴重な資料であるということが判明した。

研究成果の概要(英文)：It has now been clarified that manuscripts by Fujiwara Teika are authentic and valuable material for how Teika studied classical literature and what he thought about Waka. The reason why there are many Shikashu manuscript by the group of Fujiwara Teika, is said to be because they were provided as a collection of Chokusen Wakashu to be a part of a family of waka poets. However the significance of the existence of these manuscripts supervised by Fujiwara Teika, existing for not only Shikashu but for others, and considering that there are many existing Shikashu, we can now clearly see the real significance of these manuscript by Fujiwara Teika. Teika not only studied collections of Waka, but widely studied classical literature. For the purpose of his study of Waka and, composition of waka poems. So the fact that there are many manuscripts about waka poems and The Tale of Genji is not a surprise and actually expected.

研究分野：日本文学

キーワード：書誌学・文献学 藤原定家 古典籍 監督書写

1. 研究開始当初の背景

藤原定家の精力的な書写活動は現存する数々の写本からよく知られているところである。平安・鎌倉期の文学作品を現在の我々が読もうとする際、依るべきテキストとして用いられるのは定家が書写に關与した本やその転写本であることが多く、これらの写本は文学研究において重要な位置を占めていると言える。そのため、定家の關与した写本について、その書写がどのように行われたかという問題は、平安・鎌倉期の文学研究の基盤に關わるものである。

藤原定家が冒頭を自ら書写した後、残りを周辺の人に書写させることがあったことは、いくつかの写本の存在により早くから知られていた。1992年から始まった冷泉家時雨亭叢書の刊行にともない冷泉家時雨亭文庫に所蔵される典籍の調査が進む中で、こうした書写のありかたが珍しいものではなく私家集においてはむしろこうしたものの方が多いことが明らかにされた。

このような周辺の人に書写させたものについて、これらの写本も定家自らの書写と本文としては同等の価値があること、また、定家が書写に關わった写本を定家監督書写本としてそれをどのように認定するかということについては、冷泉家時雨亭文庫の調査が進む中、『冷泉家時雨亭叢書』の解題で片桐洋一氏が提示したことによる。(叢書17『平安私家集四』朝日新聞社・1996年)

そこにいる定家監督書写本の定義とは、

1. 全丁を定家自身が書写したもの
2. 一部を定家みずからが書写し、残りを周辺の人に書写させて校閲加筆したもの
3. 全体を周辺の人に書写させたのちに校閲し加筆したもの

こうした書写が行われた場について定家の「書写工房」との呼称を用いたのは、田中登氏「藤原定家の書の周辺」(浅田徹ほか編『和歌が書かれるとき』岩波書店・2005年)である。

ただし、上記の概念は定家監督書写本私家集を直接閲覧した研究者による有効かつ有意義なものではあるが、短期間に多数の資料が次々と紹介される過程で、冷泉家時雨亭文庫に蔵される私家集を中心とした考察により暫定的に提示されたものであった。そのため、早くに他家へ出てしまった家集も含めて所蔵者の枠を越えた総合的かつ、1丁ずつの丁寧な検討は行われていない状況であった。また、私家集以外の写本についても、定家と他の筆による私家集と同様の書写らしいものがいくつか知られてはいたが、はたしてこれらに私家集の場合と同じ定家監督書写本という概念を適用しうるか、定義としてそれが妥当であるか、その実態がいかなるものであるかは未だ明らかでない部分が多かった。私家集にとどまらず多くの写本を調査して総合的に考察し、定家監督書写本とはいかなるものなのか、実態を解明し定義を修正してい

く必要があった。

2. 研究の目的

本研究は上記の背景をうけ、より幅広くより詳細に写本を分析し、私家集に限らず広く定家監督書写本について考察することを目的とした。すなわち、次のような目的である。

(1) 定家監督書写本私家集の中にもさまざまなものが見られる。冒頭から周辺の人の手になるものは、途中で定家の加筆が見られなければ一見しては定家監督書写本とはわかりにくい。定家の筆を引き継ぐ筆跡は複数あり、いずれも定家ほどの顕著な特徴がないつまり、定家の關わりが濃厚な写本がある一方で、ほとんど定家の關与が認められない写本もある。そこで、これらを認定していくための基準や指標となるものを明らかにすることを目的の一つとし、書写工房における人々の書写へのかかわり方を分析する。

(2) 定家の關わりが認められるが、周辺の人の手すなわち側近の筆になる資料のうち、私家集でないものについての考察をおこなう。特に勅撰和歌集の撰集資料とはなりえないものについて、私家集の場合と同様に「定家監督書写」と認めてよいか、区別して考えるべきかを明らかにする。

(3) 定家監督書写本というものが定家にとってどのような意義のあるものか考察するとともに、私家集に限らず広く写本を調査した上で、先に示された定義について検証をおこなう。これによって、定家監督書写本の意義を総合的に考える。

3. 研究の方法

現存する定家監督書写本は私家集に多い。そのため、まずは私家集の綿密な調査をおこない、これによって得られた定家監督書写本私家集についての概要をもとに私家集以外の資料を検討し、全体の考察をおこなった。

(1) 定家監督書写本の搜索と書誌の比較

定家監督書写本は必然的に冷泉家時雨亭文庫に蔵されるものが多い。そこで、定家監督書写本と認定されていないものについても『冷泉家時雨亭叢書』の中に認定できるものがないか探した。『中世私家集』などに収録される集など『平安私家集』に分類されないものについては、定家監督書写本という点からの指摘がされていない場合があった。また、他家に出て各所に蔵される資料の場合は、「定家監督書写本」という概念や用語が定まる以前に紹介されている場合も多い。これらの資料を確認しつつ定家が關与しているが他の筆も見られる写本を探し、全てを区別なく一つの写本群としてリストアップした。その際、写本の大きさ、表紙の様子などの書誌的事項、定家の關わり具合も一覽とした。

(2) 筆跡の比較

写本の影印をもとに、筆跡の比較をおこなった。定家筆でない部分について1筆で最後まで続くかどうか1丁ずつ確認を進めた。1

帖の写本であっても、冒頭が定家で続きが別筆となるもの、冒頭から定家ではなく全丁をとおして1筆であるもの、冒頭から定家ではなく、さらに途中で冒頭とは別の筆が見えるもの、など様々な場合が想定されるからである。各筆に特徴的な字を見出すとともに、各筆に同じ字で特徴が顕著な比較対象となるものを見出した。

(3) 全体像の把握

上記の作業を経て、写本の種類と書写分担・定家の関わり方に偏りや特徴がないか比較した。さらに写本に対する定家の関わり方も考察に加えつつ、定家監督書写本の特徴と意義を考察した。

4. 研究成果

(1) 定家監督書写本の拡がり

本研究で定家監督書写本と認定し得たものは、都合45本となった。このうち『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集(一~十二)』に収録されるものは15集であるから、30本を追加して検討することができた。所蔵者では、冷泉家時雨亭文庫の他に11の美術館や文庫等に加え個人蔵、現所蔵者未詳のものもあり、これらを総合して比較検討した。45本の内訳は、私家集38(うち古筆切3)、秀歌撰1、歌学書1、源氏物語2(計5帖、奥入も含む)、その他物語1、その他2。

定家監督書写本に私家集の多いことが改めて確認されるところである。私家集が多い理由は、自らもそして子孫のためにも歌の家として勅撰和歌集を撰集する命を受けたときに備えてのこととされている。このことは確かに定家の書写活動の目的として重要な点ではあるが、本研究によってその活動が私家集に留まらず私家集でないものも様々な資料が複数認められたことの意義は大きい。『源氏物語』や『物語二百番歌合』、『俊頼髓脳』など勅撰和歌集の撰集資料とはなり得ないものにも見え、これらが私家集と同じように書写されていたことが重要である。

(2) 定家監督書写本の書誌的特徴

写本の内容や現在の所蔵者の区別を越えて、探し得た定家監督書写本の書誌的特徴を比較すると、概ね次のようであった。

形と大きさ

いずれも冊子本で、枡形の六半本とやや縦長の四半本がある。六半の場合、1辺が14cm~16cm程度、四半の場合は短い辺が14cm~15cm、長い辺が17cm~22cm程度の範囲。例えば、私家集の『秋篠月清集』(天理大学付属図書館蔵)は縦16.0cm×横15.2cmであるのに対し、物語秀歌撰『物語二百番歌合』(穂久邇文庫蔵)は縦16.3cm×横15.5cmで、内容は異なるがほぼ同じ大きさである。

料紙

基本的に本文はすべて素紙で色とりどりや荘厳な装飾のものはない。ただし『恵慶集』

(前田家尊経閣文庫蔵)などでは、部分的に箔散らしや萩唐草模様の料紙が本文にも用いられる。

一方、表紙は原表紙が現存するものが限られるのではあるが、墨流、菱繫、萩唐草、梅折枝などの模様のあるもの、染紙を用いるものがある。これらの装飾料紙は筆跡の異なる複数の写本で同じものが使用されていることも確認できた。特に、私家集『九条殿御集』(文化庁保管)の後表紙や『四条宮下野集』(冷泉家時雨亭文庫蔵)と、後白河法皇五十賀を記録した仮名日記『安元御賀記』に同じ型木から刷り出した料紙が付けられる点は、これらの書写が同じ場で一連の書写活動の中で行われた事を示す顕著な例と言える。しかも、この『九条殿御集』と『安元御賀記』は本文の筆跡も同じである。

(3) 書写分担のあり方と側近筆の分類

早く片桐洋一氏らによって、冒頭に定家筆が見られる私家集もそうでないものもあると指摘された。本研究においては、調査を私家集以外に拡大した結果、この方法が私家集に留まるものではなく定家監督書写においては広く取られた方法であったことを確認し得た。『安元御賀記』・『俊頼髓脳』・『源氏物語(柏木)』は冒頭に定家の筆が認められる。一方、『多武峰少将物語』・『源氏物語(花散里)』は冒頭から側近の筆である。しかも、この2つの異なる方法をとる『源氏物語(柏木)』と『源氏物語(花散里)』はともに四半本で、側近筆も同筆である。

定家ではない側近筆の部分、全ての定家監督書写本について比較し同筆のものを探った。その結果、側近筆を12に分類することができた。この分類によって、冒頭が定家筆ではなく途中に定家の加筆も少ない集についても、他と同筆であると認められることから、定家監督書写本であると確かに認定できるようになった。また、冒頭を定家が書くか冒頭から側近とするかは、書写者によって決まるものではないということも見えてきた。

特にこの分類によって判明した重要なことは、側近筆が1つの写本に1筆とは限らないことである。『伊勢大輔集』(冷泉家時雨亭文庫蔵)では、途中わずか2丁程のみに別の側近筆が見える。『有房中将集』(同)では側近2筆が2回ずつ入れ替わりで見えている。こうした複数の側近筆の入れ替わりは、『俊頼髓脳』にも同様に見えており、私家集とそうでないものの区別なく書写されていた書写工房内での様子が確認できる点で意義が大きい。しかも、側近筆が複数見られるという書写の方法は、定家の父である俊成の監督書写本にも見えるもので、監督書写という方法を父からどのように受け継いでいたかをも示す貴重なものである。

また、『秋篠月清集』などに見える筆は、私家集ではなく勅撰和歌集の撰集資料とも

なりえない『物語二百番歌合』や『源氏物語(花散里)』『源氏物語(柏木)』『源氏物語(早蕨)』の他、『奥入』の『源氏物語』部分(松風)にも確認できた。

筆跡の分類で分かったことは、さらに定家の『源氏物語』書写についても大きな成果をもたらした。『源氏物語』と私家集が同筆と認められる点である。定家の『源氏物語』書写については、自筆日記『明月記』の記事「家中の少女等を以つて源氏物語五十四帖を書かしむ」により、定家の『源氏物語』書写が周囲の複数の人を動員して行われたものであったことが早くから知られていた。この記事と同じ方法で私家集も書写していただろうことが漠然と事実のようにみなされてきた。しかし、本研究によってまさに『源氏物語』と私家集それぞれの側近筆が同筆であると認められたことにより、そのことが確かなものとなったことは大きな成果である。ただし、『明月記』のこの記事と現存本『源氏物語』とを結び付けることは、なお慎重に検討を重ねなければならない。

(4) 藤原定家にとっての監督書写本

私家集と私家集以外の写本が同様に書写されていたことが確認できたことによって、定家監督書写本の意義も明らかになった。私家集については従来指摘されていたように、勅撰和歌集の撰集資料としての目的も大きい。『源氏物語』が定家の詠作そのものへ大きな影響を与えていることは既に指摘の有所るところである。特に『奥入』や『定家小本』は、定家の『源氏物語』研究の様子や、そこから『古今和歌六帖』の重要性への気付きを伝える資料である。それらの書写が私家集と同様に行われたということは、私家集の場合もまた定家の和歌・古典研究の一端であったということである。『俊頼髓脳』に書き入れられた定家の勅物が、俊頼の説を文献学的に検証して批判しているのも、定家が監督書写によって作成した写本を用いて和歌の研究をおこなっていた様子を示すものである。すなわち、定家の監督書写による書写活動は、単なる資料収集のようなものではなく、定家の古典研究の基盤を成すものであったということの本研究により明らかにすることができた。

(5) 掘り起こされた課題

本研究で明らかになったことは、定家の書写活動や平安末から鎌倉期の写本を解明していく上であらたな問題提起をもたらした。定家監督書写本に見える側近の筆は十余り、これは俊成監督書写本の場合とほぼ同じ人数である。監督書写の方法や側近同士の分担の方法などのみならず工房の規模についても類似が見られたことになる。定家の息為家も監督書写をおこなった様子が見えるが、為家の書写工房との関係も親子三代の系譜として位置づけていく必要がある。また、定

家の詠作活動への反映を定家監督書写本私家集との関係についても検証していかなければならない。加えて、勅撰集の場合は全丁定家筆で監督書写本が見られない一方で、勅撰集以外のもので現存する全丁定家筆のものは、私家集の『四条中納言集』、他に歌学書『近代秀歌』や『更級日記』など限られる。これらはいずれも定家監督書写本と同程度の大きさ、料紙も本文は素紙で、極めて定家監督書写本に近い。定家監督書写ではない全丁定家筆のものをどう考えるべきかという問題も今後明確にしていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

岸本 理恵、「藤原定家の和歌研究と監督書写」

岸本 理恵、「定家監督書写の源氏物語」、『尾道市立大学芸術文化学部紀要』、査読無、第15号、2016年、pp49-54

<http://dx.doi.org/10.18899/gei.15.03>

岸本 理恵、「定家監督書写本私家集の諸相 江師集・成尋阿闍梨母集・殷富門院大輔集・傳大納言母上集・四条宮下野集・相模集」、『尾道市立大学芸術文化学部紀要』、査読無、第12号、2013年、pp3-8

<http://dx.doi.org/10.18899/gei.12.01>

[学会発表](計2件)

岸本 理恵、「藤原定家の和歌研究と監督書写」、和歌文学会第59回大会、2014年10月13日、青山学院大学(東京都渋谷区)

岸本 理恵、「定家監督本私家集の周辺」、和歌文学会関西12月例会(第113回)、2013年12月7日、大阪府立大学(大阪府堺市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岸本 理恵 (KISHIMOTO, Rie)

尾道市立大学・芸術文化学部・准教授

研究者番号：10583221